



平成 24 年 12 月 28 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 守谷隆志  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室  
電話番号 03-5786-3900

## 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成24年12月26日付にて、静岡地方裁判所沼津支部におきまして訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、静岡地方裁判所沼津支部において、当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物（以下「対象不動産」という）に対して、対象不動産に付された根抵当権の登記名義人と称する株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）は競売を申立てております。

平成24年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、同裁判所において、SPR社は、ケプラム社に対して、根抵当権設定登記の抹消登記手続きに関する訴訟の提起をしております。

平成24年8月10日付「当社子会社に対する債権差押命令に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社は第三債務者として同月9日に、同裁判所から、ケプラム社の申立てにより、対象不動産より発生するSPR社の賃料債権に対する債権差押命令を受領いたしました。当社の見解といたしましては、対象不動産より、賃料債権は発生しておりません。なお、SPR社は対象不動産の所有者として同月15日に、同裁判所から、同債権差押命令を受領いたしました。

平成24年8月21日付「当社子会社による執行抗告の申立てに関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、債権差押の不当・不法性が明らかであると認識しており、同裁判所に対して、執行抗告を申立ております。

また平成24年10月15日付「当社子会社による執行抗告取下げに関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、①根抵当権設定登記の抹消登記手続きに関する訴訟が係属中であり執行抗告と同旨の主張をしていること、②執行抗告手続は、口頭弁論や証人尋問手続が予定されていない手続であり、事件の実体的な面を確定させるような十分な審理をすることはできないことから、東京高等裁判所に対して、執行抗告の取下げをしております。

今般、対象不動産に付された根抵当権の登記名義人と称するケプラム社は、当社及び他社4社に対して、取立訴訟を提起しております。

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所 静岡地方裁判所沼津支部  
(2) 訴状が到着した年月日 平成24年12月27日

3. 訴訟を提起した者

- (1) 会社名 株式会社ケプラム  
(2) 代表者 代表取締役 木村 竹志  
(3) 本店所在地 東京都新宿区歌舞伎町1丁目1番4号

4. 訴訟の内容

対象不動産に付された根抵当権の登記名義人と称するケプラム社は、当社及び他社4社に対して、取立訴訟を提起しております。なお、当社に対しては、金800万円の支払いを求めております。

5. 今後の方針及び見通し

当社と致しましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張し対処してまいります。今般の取立訴訟及び競売の不当・不法性は明らかでありますので、引き続き正当性を主張してまいります。

以 上